

ヨーロッパ共同体の都市づくり憲章 — 新アテネ憲章 —

KS
DP 関西大学
戦略的研究基盤
団地再編
リーフレット
Re-DANCHI leaflet

文部科学省 私立大学 戦略的研究基盤形成支援事業
『集合住宅“団地”の再編（再生・更新）手法に関する技術開発研究』

MARCH 2012
VOL. 017

A new framework for urban planning so as to meet the cultural and social needs of present and future generations.

現在及び将来の世代の文化的、社会的ニーズを満たす都市計画のための新しいフレームワーク

1. 新アテネ憲章とは

新アテネ憲章とは 1985 年に設立された ECTP、欧州都市計画家会議 (European Council of Town Planners) が、将来の都市の在り方について 1998 年に発表した憲章である。

この憲章は、1933 年に発表された CIAM - 近代建築国際会議 (Congres International d'Architecture Moderne) によるアテネ憲章に対する反省を踏まえて作成されたものである。

新しい時代にふさわしいものであることを目的として、市民を政策作成の中心に位置づけたことや、4 年ごとに改定されるべきものとして提案されていることが特徴である。

この憲章は 3 部から構成され、第 1 部は現代の都市が抱える課題 (都市と都市環境のための現在の協議事項) について述べている。

第 2 部は課題の解決に向けて都市計画が果たす役割 (協議事項の遂行における都市計画の役割) について、そして第 3 部は、課題を解決するための都市政策のガイドライン (明日の都市のニーズの充足と市民の念願) について述べている。

一方、1933 年のアテネ憲章は、CIAM がアテネで開催した会議の成果を発表した都市計画論で、近代都市のあるべき姿を提案したものであった。世界各地の都市計画に大きな影響を与えたが、ここで提案された機能主義が、その後発生した様々な都市問題の要因の一つとされ、批判されるようになった。

2. 新アテネ憲章 第 1 部・都市が抱える課題とは

新アテネ憲章の第 1 部では、現代の都市が抱える課題について、人口構成と住宅、社会的問題、文化と教育、情報社会、環境、経済、移動、選択と多様性、の 8 項目を整理している。ここではそれぞれについて簡単にまとめたものを示す。

①人口構成と住宅

欧州の人口構成と世帯の形は変化し、環境保護の一方、新しい世帯の配置と構成が課題となっている。

②社会的問題

都市のエネルギーは社会の多様性によって生み出されるが、犯罪や貧

困、差別が存在する都市もあり、住宅や仕事、コミュニティ施設の提供が求められる。

都市計画は負を低減させ、社会的持続可能性をもたらす必要がある。都市計画には、文化的、社会的ニーズに対し、解決策を生み出す都市計画家を必要とする

③文化と教育

多くの都市で、歴史的遺産に対して破壊が行われてきた。今後は遺産資源の保存にむけた努力と、保存における問題点の解決が必要である。

また教育は、都市の発展にとって重要で、市民に歴史的センスと誇りを持たせ、また市民権について学ぶことによって、意思決定プロセスに参加するようになる。

④情報社会

IT 革命によって、人の移動の必要性が少なくなり、職場環境の変化をもたらされた。IT 革命は、大規模オフィスや生産施設に対するニーズを減少させ、都市空間への需要を減少させる可能性がある。

30 ニーズを減少させ、都市空間へ

の需要を減少させる可能性がある。

⑤環境

これからの都市計画家は、地球環境問題に取り組み、都市およびその周辺の歴史遺産やオープンスペース、緑地のネットワーク、景観の保全に取り組む必要がある。また生物多様性に配慮することも求められる。

⑥経済

都市計画にとって、経済活動およびその発展は、基本的役割を担う。

今後、マクロ経済的には、都市間で仕事を取り合うという現象が起き、それはIT革命によって、促進される。

ミクロ経済的には、地方の経済活動の活性化が予想される。持続可能な都市では、ローカルな仕事や、経済活動が創出されることが必要である。都市計画は、これらにとって重要な役割を担う。

⑦移動

欧州における自家用車の保有台数は増加しており、今後25年で二倍になると予測されている。また中央、東欧州では、自家用車の需要が高く、この傾向はより促進されるだろう。

汚染、渋滞、健康被害、再生不可能なエネルギーの消費、といった問題が今後も生じると考えられる。

⑧選択と多様性

グローバル化の推進によって、今後の市民は、モノ、サービスにおいて、より多くの選択肢や多様性を期待するようになる。

都市計画では、都市の経済構造の計画が必要とされ、またビジネス活動をサポートするためには、都市における土地の混合利用を考えていかななくてはならない。

以上の課題の整理を踏まえ、第一部では、つぎのように総括している。

これらの課題に対する議論は、都市の形態のことや、何が未来都市の

理想かという議論に収斂される。

都市機能の配置や、管理上の問題が、都市形態に影響しているが、本質的には、その特徴とゲニウス・ロキ^注(地霊)に結び付いている。

欧州における主要な環境的課題は、大気質、騒音、交通問題、住居の質、緑地・オープンスペースへのアクセスという5課題である。

これらの課題の重要度は都市によって異なるが、公害問題に取り組む一方で、地域の質を向上させ、省エネルギー化を促進することで、持続可能な発展に、地方自治体に取り組むことができることは多いと考えられる。

3. 新アテネ憲章 第2部・解決に向けて

第2部では以下に示した二つの原則を踏まえ、都市計画はどのような役割を果たすべきかを述べている。

①普遍的原則

- ・都市とは集中するものである、しかしそれは複数の中心地をもつ姿の都市である。
- ・都市計画では、軽率な判断や誤った認識をしないことが重要である。
- ・都市計画では、公共利益を第一に考えることが求められる。
- ・都市計画とは、さまざまな立場の人を都市の舞台にのせることである。

②未来に向けた望ましい原則

- ・緑地を保全する。
- ・オープンスペースを確保する。

この二つの原則を踏まえ、都市計画は、より質の高い都市計画家を生み出していかなくてはならないとしている。そして都市の内部の様々な対立関係、利害関係の中心において、都市計画家が活躍しなければならぬとしている。

4. 新アテネ憲章 第3部・都市政策のガイドライン

新アテネ憲章の第3部では、課題を解決するための都市政策のガイドラインとして、次の10セットの提言を行っている。

①すべての人々のための都市

都市に生活する人・組織は、すべて都市の社会、経済、文化的生活に組み込まれなければならない。

②真の住民参加

都市計画の枠組みを階層的な形に再構築し、市民が都市計画に参加しやすくする必要がある。

③人間同士のふれあい

人間同士のふれあいの枠組みを提供し、都市計画への住民参加を可能にすることが求められる。

そのためには、街区、近隣、といったより小さな単位で考えることが重要である。

そして、公共の領域をコミュニティのセンスや社会的活動、活力が生み出される場として、再整備しなければならない。

④質の継続

長い年月をかけて確立した都市の特質を重視する質の高いデザインが都市計画に求められる。ただし、新たな創造性を抑制するものではない。

都市計画は、伝統的な要素と都市のアイデンティティを守り、伝統を確立するよう努めなければならない。

建築とその計画は、都市全体および周辺環境を考慮しつつ、視覚的、

注:ゲニウス・ロキ(Genius Locii)

もとはローマ神話に出てくる土地(ロキ)の守護精霊(ゲニウス)をいうが、現代の欧米および現代建築においては「ある場所の特有の雰囲気」「(土地の)雰囲気、気風」を指す。日本では「地霊」と訳されることが多い。

文化的、機能的、歴史的評価に基づいてなされる必要がある。

⑤新しい技術からの利益

IT技術がどんなに進んでも、人間同士のふれあいは重要であり続ける。むしろIT技術はコミュニケーションや、多様な経験への可能性を有していると考えなければならない。

⑥環境的側面

全ての計画は持続的発展の原則に基づくものでなければならない。

- ・再生不可能な資源の保護
- ・エネルギーの管理とクリーン・テクノロジー
- ・汚染の低減を都市計画では奨励すべきである。

また生物多様性は、不可欠な構成要素でなければならない。

⑦経済的活動

都市計画は、民間セクターとビジネスコミュニティが利益を得ることを保証しなければならない。

都市の質はそれ自体が資源であり、経済的繁栄に寄与するものである。建築の計画、デザインが、歴史的遺産や環境の保護と同等に重要であることを認識すべきである。

⑧移動とアクセス

自家用車への依存は、価格と駐車場政策により抑制される必要がある。公共交通の発展を促すため、歩行者と自転車のための施設を改善し、利用者エリアを調整する計画を作成すべきである。

⑨多様性と相違性

都市計画においては、大規模単一機能の土地利用を止める必要がある。多様性と生命力を取り入れるために混合土地利用の原則が取り入れられなければならない。

住宅と職場は、時間的にも空間的

にも近い存在としていかなければならない。また社会的弱者に対して低価格の住宅を供給する努力が必要である。

⑩健康と安全

都市計画は、個人の安全と、都市の安全保障のレベルを引き上げるため、コミュニティと社会的な幸福の感覚を再構築に努めなければならない。

5. 旧アテネ憲章との比較

新旧アテネ憲章を比較すると、まず作成の主体が異なることがわかる。旧アテネ憲章は建築家が作成

したが、新アテネ憲章は都市プランナーが中心となって作成された。

また旧憲章では都市機能を作ることが原則であるが、新憲章では都市のあり方の構築を原則としている。さらに旧憲章では住民参加の視点が無いのに対して、新憲章では明確に市民参加をうたっていることがわかる。

経済活動についてみると旧憲章では外部要因として捉えているのに対して、新憲章では都市が経済活動の源泉になっていると捉えている。

環境への配慮では、旧憲章が緑地、日照に主眼が置かれているのに対して新憲章では、省エネルギーや生物

表 1. 新旧アテネ憲章の比較

	旧アテネ憲章	新アテネ憲章
憲章作成の主体	グロピウス、ミース・ファン・デル・ローエ、ル・コルビュジエら建築家によって1928年に設立された、近代建築国際会議	1985年に、都市プランナーが設立した、欧州都市計画家会議
作成の経緯	CIAMが、1933年にアテネ（ギリシア）で開催された、機能的都市をテーマとした会議において、採択した。	ECTPが、21世紀に向けた欧州の都市の在り方についての新しいフレームワークの必要性に鑑み、1998年の会議で採択した。
都市計画の原則	都市を「住む、働く、憩う、移動する」という観点から構築する。都市の機能は住居・労働・余暇・交通にあり、都市は「太陽・緑・空間」をもつべきである。	① 普遍的原則 ・都市とは集中するものである ・軽率な判断や誤った認識をしないことが重要である ・第一に公共利益が求められる ・さまざまな立場の人を都市という舞台にのせることである ② 未来に向けた望ましい原則 ・緑地を保全する ・オープンスペースを確保する
住民参加の視点	目覚めた民衆が専門家たちが考案したことを理解し、望み、求めるまでになること。	都市計画枠組みを階層的な形に再構築し、市民が都市計画に参加しやすくする必要がある。
経済活動の視点	経済状態の貧富は生活の活力の一つであって、国や都市や村落の歴史をいづるどる変化すべてを規定する。経済とは一時的な価値にすぎない。	都市計画は民間セクターとビジネスコミュニティが利益を得ることを保証しなければならない。都市の質はそれ自体が資源であり、経済的繁栄に寄与するものである。
環境への配慮	これからの住居地区は、都市内の最上の空間を占め、地形を利用し、気候に順応し、最も日当たりのよい、適当な緑地を配した所とすべきである。各住戸に、少なくとも最小限の日照時間があるよう規定されねばならない。	全ての計画は持続的発展の原則に基づくものでなければならない。 ・再生不可能な資源の保護 ・エネルギーの管理とクリーン・テクノロジー ・汚染の低減を都市計画では奨励すべきである。 また生物多様性は、都市計画にとって不可欠な構成要素でなければならない。
人間同士のふれあい	とくに言及していない。	人間同士のふれあいの枠組みを提供し、都市計画への住民参加を可能にすることが求められる。そのため、街区、近隣、といったより小さな単位で考えることが重要である。
健康と安全	住居地区の選定は、保健衛生上の理由に基づくべきである。不健康な街区をつぶし、その跡地に緑地帯をつくるべきである。これにより隣接地域は浄化される。	都市計画は、個人の安全と、都市の安全保障のレベルを引き上げるため、コミュニティと社会的な幸福の感覚を再構築することに努めなければならない。

多様性に対する視点があることがわかる。

旧憲章では人間同士の触れ合いについて特に言及していないが、新憲章では街区や近隣といった小さな単位の都市計画の必要性をうたっており重視していることが分かる。

健康と安全についてみると、旧憲章が、保健衛生の確保という観点なのに対して、新憲章では、個人の安全、都市の安全保障、コミュニティと幸福の感覚の創造というキーワードで表現されていることがわかる。

新旧アテネ憲章には、このような違いが見られる。

6. まとめ

6.1 憲章の文脈

新アテネ憲章から読み取ることができる文脈を挙げてみる。

まず、基本的に都市の質はそれ自体が資源であると同時に、経済的繁栄に貢献するものという認識がある。また欧州の都市では、今後、都市リズムが重要な役割を果たすと述べている。

このような役割を果たすためにも都市の魅力を向上させる必要があり、それは歴史的な資産とそれに調和する新たな個性によって形成されるとしている。

一方で都市の経済については、グローバルな経済のみでは都市の安定が得られないという認識である。

都市計画は都市の経済基盤を強化するためにローカルな地域に根ざしたと小さなビジネスの開発を促進しなければならないとしている。この小さなビジネスは昔からの古い街では多様に生成される傾向にあり、そこから学ばなければならないとして

いる。

都市はすべての人を受け入れるべきであり、都市づくりには市民の参加が不可欠であるとしている。孤独や無関心、受動性が高まっているが、市民が都市に関心を持ち、交流できる環境を整備しなければならないとされており、そのため街区、近隣住区といった身近な環境が重視されなければならないとしている。

教育は、市民に歴史的センスを与え、誇りを生み、市民権について学ぶことが意思決定プロセスにより深く参加することになるとしている。

6.2 何が課題なのか

新アテネ憲章の主張を要約すると、都市が持続可能 (sustainable) で再生可能 (regenerative) でなければならないということである。

何を持続させるべきか。それは街や文化、社会を含んだ環境で、それが持続可能でなければいけないと、憲章の中で、述べられている。

また再生可能というのは、生きいきとした状態が継続できるかということで、今のヨーロッパの状況を反映していると考えられる。

「多様性」の問題が出てくるのは、都市を単独のものでまとめてしまうと持続可能性が弱まってくるという認識があるからと思われる。そこから再生可能の発想が出てきていると思われる。

またここでは、本当に子供や若者が暮らしやすい都市が出来ているのかが問われている。

都市の持続性、再生が可能かどうかという問題は、市場の仕組みだけでは出来ないという論調が基本にあるようである。

6.3 都市の魅力とは？

新アテネ憲章に書かれている「都市の魅力」について、都市の原点である町並みの質を落とさないことを強調している。それと同時に「ほどこよい混合」が魅力でもあると認識しており、魅力の対象として持続可能や再生可能を考えようとする構造があることを認識させられる。

6.4 団地再編に向けて

団地再編では、学ぶべきところはどこにあるのだろうか。

憲章では都市自体が資源であり、経済発展に寄与する存在と位置づけられている。団地の再編にあたっては、団地を資源とする視点を持つべきであろう。

また憲章では市民参加を求めている。団地再編でも市民が重要な役割を果たす再編プログラムを作っていくべきではないか。

さらに憲章では、都市が持続可能であることをうたっている。これはそのまま団地再編にも当てはまる考え方である。また都市の魅力、というキーワードは団地の魅力という言葉に置き換えることができると考えられる。

このように、団地再編に向けて、新アテネ憲章から学ぶべきところは多いと考えられる。

参考文献

1) 都市環境デザインセミナー 99 年第 1 回 記録 <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/gakugei/judi/semina/s9901/index.htm#Mate0>

02, 最終アクセス 2012/3.

2) ECTP: 新アテネ憲章, <http://www.ectp.org/>, 最終アクセス 2012/3.

『ヨーロッパ共同体の都市づくり憲章 - 新アテネ憲章 -』

レクチャー：鳴海 邦碩 (関西大学 客員教授)

記録・作成：保持 尚志 (関西大学大学院 博士後期課程)

(講演：2011 年 10 月 4 日)

本リーフレットは、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「集合住宅「団地」の再編 (再生・更新) 手法に関する技術開発研究 (平成 23 年度～平成 27 年度)」によって作成された。

発行：2012 年 3 月

関西大学

先端科学技術推進機構 地域再生センター

〒564-8680 大阪府吹田市山手町 3 丁目 3 番 35 号

先端科学技術推進機構 4F 団地再編プロジェクト室

Tel : 06-6368-1111 (内線 : 6720)

URL : <http://ksdp.jimdo.com/>